

第 2 1 回大田市農業委員会総会議事録

- 1、日 時 令和元年 9 月 2 4 日（火） 1 3 : 3 0 開会
1 4 : 1 1 閉会
- 2、場 所 大田市役所 2 階第 2 会議室
- 3、出席委員（1 6 名）

1 番 杉本勝徳	2 番 古志泰博	3 番 森脇公二郎
4 番 竹下正也	5 番 奥 雅守	6 番 武田廣司
8 番 戸嶋総一	9 番 坂根 正	1 0 番 田原洋司
1 1 番 岩谷洋司	1 2 番 戸島長四郎	1 3 番 落合政顕
1 4 番 大谷成志	1 5 番 漆谷幸男	1 6 番 三谷 薫
1 7 番 山下 傳		
- 4、欠席委員（1 名） 7 番 福田佳代子
- 5、提出議題
議案第 1 号 非農地証明願について
議案第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 4 号 農用地利用集積計画による利用権等の設定について
- 6、その他
(1) 人・農地プランの実質化について
(2) その他
 - ・農業委員会委員視察研修の参加について
 - ・公務災害補償制度の更新について
 - ・利用状況調査結果の提出について
 - ・活動記録簿の提出について
(3) 専門委員会について
 - ・地域農業研究委員会（2 階第 2 会議室）
- 7、出席職員 本会議に出席した職員は次のとおりである。
農業委員会事務局 事務局長 渡邊義雄

農林水産課

農政係長	白石利伸
農地係長	中村弘幸
主任	鉦久美
主任主事	三島貴子

議 事

- 局 長 定刻となりましたので、第21回大田市農業委員会総会の開会にあたり、会長のごあいさつをいただきます。
- 会 長 (会長あいさつ)
- 会 長 それではこれより、第21回総会を開会いたします。
会議規則第6条第1項の規定により、会長の私が議長を務めます。
- 議 長 定足数の確認をいたします。
本日は7番福田委員1名が欠席で、定足数に達しており会議は成立いたします。
続きまして、議事録署名委員を指名します。
議事録署名委員は、12番戸島委員、13番落合委員よろしくをお願いいたします。
続きまして、月間報告に入ります。渡邊事務局長より報告いたします。
- 局 長 それでは報告いたします。第20回総会から本日までの経過報告です。
8月23日(金)、第20回総会を市役所で開催しました。
9月10日(火)、島根県農業会議常設審議委員会が松江市で開催され、田原会長が出席されました。
9月19日(木)、運営委員会を市役所で開催しました。
9月24日(火)、本日第21回総会を市役所で開催しております。
今後の予定です。
10月10日(木)、島根県農業会議常設審議委員会が松江市で開催され、田原会長が出席の予定です。
10月中旬に運営委員会を市役所で開催予定としております。
10月23日(水)、第22回総会を市役所で開催予定としております。
10月30日(水)、愛媛県西条市農業委員会が視察のため来所されます。以上でございます。
- 議 長 それではこれより、議事に入ります。
報告第1号から議案第3号までは、農地法関連でございま

すので、会議規則第6条第1項の規定によりまして、議事の進行は、山下代理の方をお願いいたします。

議長 はい。それでは農地法関連の議案の取りまとめをさせていただきます。（代理）

議案第1号非農地証明願について、事務局の説明をお願いいたします。

中村係長 議案第1号非農地証明願につきましては、1件でございます。

番号1番温泉津町でございます。

申請地福田口456番外4筆、合計1,720㎡は、「井田まちづくりセンター」の南約2km、「主要地方道温泉津・川本線」から「市道公事田線」に入り、北へ約500m進んだ市道沿いに位置しております。

当該申請地は、所有者の労力不足、後継者不足により、平成2年ごろから耕作をしておらず、荒廃が進み、竹や灌木・雑草等が茂っている状態で、現況は山林及び原野であります。また、山の斜面に位置しているため、耕作もできない状況でもあるため、農地への復旧が極めて困難な土地に該当すると思われまます。以上でございます。

議長 はい。では、担当委員さんの方から、現地調査の結果報告（代理）をお願いします。

13番 現地は川本町との境の山の中のお寺の前の側なんですけど、集落営農は、福田地区は良く頑張ってもらっているんですが、未整備田で畑の方はもう手がついてないということで、止むを得ないと考えます。

議長 担当委員さんの現地調査の結果報告では、止むを得ない（代理）ということですが、各委員さんの方から、ご意見、ご質問はありますか。

（異議なしの声多数）

議長 異議がないようですので、当委員会としては承認すること（代理）とし、追って非農地証明書を交付することといたします。

続きまして、議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

中村係長 議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請につきましては、7件でございます。

書類審査上は、全部効率利用要件、農作業従事状況要件、

下限面積につきまして、許可基準を満たしており、問題はないと判断いたしますが、担当農業委員さんの「地域との調和要件」などの調査報告を踏まえ、ご審議をお願いしたいと思います。

番号1 番川合町でございます。

申請地川合〇番、2,340㎡は、「川合まちづくりセンター」の北約1.2km、「国道375号」から「市道川合行恒線」、「市道高瀬1号線」を経由し、農道を約400m北進した東側に位置しております。

譲渡人は、高齢による労力不足であり、耕作や維持・管理に苦慮しているため譲渡するものであります。

譲受人は、当該農地の近隣農地を耕作しており、今回の取得で農業経営を拡大し、経営の安定化を図るものであります。

番号2 番三瓶町でございます。

申請地池田〇〇〇〇番〇、178㎡は、「池田まちづくりセンター」の南西約50m、「主要地方道三瓶山公園線」沿い、南側に位置しております。

譲渡人は、県外に居住しているため労力不足であり、耕作や維持・管理ができないため譲渡するものであります。

譲受人は、当該農地を取得し、農業経営を拡大するものであります。

番号3 番久手町でございます。

申請地波根西〇〇〇〇番〇、360㎡は、「久手まちづくりセンター」の南東約550m、「国道9号」から「市道鈴見1号線」、「市道鈴見5号線」を経由し、「市道鈴見大西線」を約50m進んだ北側に位置しております。

譲渡人は、労力不足であり、耕作や維持・管理ができないため譲渡するものであります。

譲受人は、今回の取得で農業経営を拡張し、経営の安定化を図るものであります。

番号4 番及び番号5 番静岡町でございます。

番号4 番〇〇〇〇番〇、364㎡及び番号5 番〇〇〇〇番〇、1,088㎡は、「上静岡生活改善センター」の北東約400m、「国道9号」から「県道久利静岡線」に入り、約900m南進した東側に位置しております。

譲渡人は、ともに、地元の農事組合法人の農業経営に賛同

し、今後の地域営農の発展のために譲渡するものであります。

譲受人は、今回の取得で農業経営を拡大し、経営の安定化を図るものであります。

なお、このあと、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請の説明の際にも、隣接する農地の転用案件につきましてご説明いたします。

番号6番五十猛町でございます。

申請地〇〇〇番〇外1筆、合計716㎡は、「五十猛まちづくりセンター」の南約1km、「国道9号」から「市道野梅2号線」、「市道五十猛大屋線」を經由し、「市道岩倉1号線」を約100m進んだ南側に位置しております。

譲渡人は、労力不足であり、耕作や維持・管理に苦慮しているため譲渡するものであります。

譲受人は、当該農地の近隣農地を耕作しており、今回の取得で農業経営を拡大し、経営の安定化を図るものであります。

番号7番久利町でございます。

申請地行恒〇〇〇番〇外5筆、合計5,497㎡は、「三瓶生コン(株)」の南東約450m、「主要地方道大田桜江線」から「市道行恒線」を經由し、「市道行恒神社線」に入り、約50m進んだ地点の周辺に位置しております。

譲渡人は、労力不足であり、耕作や維持・管理に苦慮しているため譲渡するものであります。

譲受人は、当該農地の隣接農地を耕作しており、今回の取得で農業経営を拡大し、経営の安定化を図るものであります。

以上でございます。

議長 (代理) はい。整理番号の4番、5番は、三谷委員さんの関係する案件でございますので、これを先に審議したいと思います。

三谷委員退席をお願いします。

(16番委員退室)

議長

(代理) 静間町の4番、5番隣接農地のようでございますので、一括して担当委員さんの調査結果を、地域との調和要件を踏まえて報告をお願いします。

9番 農事組合法人、〇〇〇〇〇が、県道が出来るということで、現在の作業所及び育苗ハウスが道路用地にかかるということで、新たに土地を探しておられまして、そこに施設を建設、

設置をされるということで、全く異議はございません。

議 長 先ほど事務局から説明がありましたが、3号議案にもこの
(代理) 畑地を取得した上で、営農組合の作業場を建設するという案件がありますが、農地取得についての担当委員さんのご意見は異議なしということですが、他の委員さんからご意見等あればお願いします。

10番 ちょっとよろしいですか。

(会長)

議 長 どうぞ。

(代理)

10番 先ほど調査結果の報告の中で、施設を設置という言葉がありましたけど、それはどういうものを設置するのですか。
(会長)

9番 静間川沿いに、農作業場が米の乾燥場とか建っているんですけど、これが立ち退きで無くなってしまうということで、次の議案で出てくるんですけど、そちらの方では、作業所を設置するということになっています。

10番 ということは、ここは、畑は畑として利用するということ
(会長) ですね。

9番 先ほど言いました育苗ハウス、これを建てたり、畑で使ったりということですか。

議 長 他に質問、ご意見ございますか。

(代理)

(異議なしの声多数)

議 長 異議なしということで承認することとし、追って許可書を
(代理) 交付することといたします。

三谷委員に入室してもらって下さい。

(16番委員入室)

三谷委員にご報告いたします。静間町の案件4番、5番について、異議なしということで承認されました。

続いて、整理番号1番川合町お願いします。

3番 鳥井町の〇〇さんという方が譲渡人になっておりますが、元々川合町の方でございまして、川合に家もありましたが、もう誰も住んでおられないということで、その田んぼをずっと〇〇さんが作っておられまして、それを今回取得するということで、異議はございません。

議 長

(代理) 次をお願いします。

1 4 番 事務局の説明のとおり維持管理ができないということで、現地確認しました。多少荒れていたんですが、早速〇〇さん草刈りをしておられました。営農組合で頑張っておられます。異議はございません。

議 長 次をお願いします。

(代理)

1 0 番 申請地は、取得する〇〇さんの隣接地でして、〇〇さん小(会長)規模農家ではありますが、田んぼを借りたりして精力的に営農しておられますので、異議はございません。

また、地域との調和要件も何ら問題はございません。

議 長 次をお願いします。

(代理)

1 6 番 譲受人の〇さんは、以前より〇〇さんの土地を借りて、耕作をされておられまして、この度所有権移転をされたということで、異議はございません。

議 長 次をお願いします。

(代理)

1 番 先日、木田推進委員と現地確認並びに譲受人である〇〇さんに確認しました。譲り受ける土地については、〇〇さん、〇〇さんが相続されておられますが、亡くなられた〇〇〇〇さんの土地を相続する者がいないということで、相続されておられましたが、仁摩や高齢であることから、耕作ができないということで、親戚である〇〇さんにそういう相談をしたところ、自分が引き受けるということで、この度の話になったようです。譲受人である〇〇さんには、行恒の基盤整備が終わった非常に良い田んぼであるので、荒れることがないようにお願いもしたところです。また、地元としてもそのように要望したところです。異議はございません。

議 長 仁摩町から通作可能という判断ですね。

(代理)

1 番 はい。

中村係長 議長。

議 長 どうぞ。

(代理)

中村係長 先ほどの7番の案件につきましては、以前4条申請が出た

案件がありました。今のは場の近くの空き家になっているところに〇〇さんが後々引っ越してこられるということを知っています。行恒のその家に居住して先ほどの農地を引き受けて耕作をされるということをご本人の代理人から聞いております。

議長 担当委員さんの現地調査の結果報告は異議なしということ（代理）ですが、各委員さんの方から、ご意見、ご質問はありますか。
（異議なしの声多数）

議長 異議がないようですので、当委員会としては承認すること（代理）とし、おって許可書を交付することといたします
続きまして、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いいたします。

中村係長 農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、5件でございます。

番号1番大田町でございます。

申請地大田口〇〇〇番〇、1,582㎡は、「大田市民球場」の南約700m、「主要地方道大田桜江線」から「国道375号」に入り、約800m南進後、「市道深谷線」を約100m進んだ南側に位置しております。

農地区分は、第1種及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、第2種農地に該当します。

譲受人は、当該申請地に、資材置場を整備するものであります。なお、このたびの事業は、隣接する譲受人所有の資材置場を拡張するものであります。

番号2番及び番号3番静間町でございます。

番号2番〇〇〇〇番〇、271㎡及び番号5番〇〇〇〇番〇、648㎡は、「上静間生活改善センター」の北東約400m、「国道9号」から「県道久利静間線」に入り、約900m南進した東側に位置しております。さきほど、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請案件で説明したものに隣接する農地であります。

農地区分は、土地改良事業の対象となった良好な営農条件を備えている農地であり、第1種農地となります。また、農業振興地域農用地区域内農地であります。なお、令和元年7月10日、農業振興地域整備計画の農用地利用計画における用途を「水田」から「農業用施設用地」へ変更しております。

譲受人は、当該農地を譲り受け、農業経営規模拡大に向けた取り組みの一環として、農作業場 2 棟を建設するものであります。

番号 4 番久利町でございます。

申請地久利〇〇〇番〇、1,006㎡は、「大田市立久屋小学校」の北東約150m、「主要地方道大田・桜江線」から「県道久利・五十猛停車場線」に入り、約450m進んだ地点の西側に位置しております。

農地区分は、第 1 種及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、第 2 種農地に該当します。

譲受人は、現在、隣接地で保育園経営を行っておりますが、このたび、当該申請地に駐車場及び園庭を整備するものであります。

番号 5 番仁摩町でございます。

申請地仁万〇〇〇〇番〇外 4 筆、合計2,052㎡は、「島根県立邇摩高等学校」の北西約200m、「国道 9 号仁万漁港入口交差点」を、約100m北進した地点の西側に位置しております。

農地区分は、第 1 種及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、第 2 種農地に該当します。

譲受人は、当該申請地に太陽光発電パネル 3 6 0 枚を設置し、太陽光発電設備を新設するものであります。

今回申請のありました案件につきましては、農地法第 5 条第 2 項の規定による不許可の要件には該当しないものと認められます。

なお、今回ご審議いただいた案件のうち、番号 2 番及び番号 3 番につきましては、第 1 種農地でございますので、10 月 10 日（木）に開催予定の、常設審議委員会に諮問し、その答申を受けた後に処分決定することになります。

以上でございます。

議長 (代理) はい。本議案の 2 番と 3 番については、三谷委員さんに関係する案件でございますので、退席をお願いします。

(16 番委員退室)

整理番号 2 番と 3 番について、先に審議いたします。

担当委員さんの方から、現地調査の結果報告をお願いします。

9 番 先ほど、議案第 2 号で出た農地に隣接した場所になります

が、こちらの方に農作業場を建設するということで、私としては異議はございません。

議長 担当委員さんの方からは、生産組合さんの農作業場の建設（代理）ということで、異議なしということですが、皆さん方からご意見、ご質問ございますか。

8番 ちょっとよろしいですか。農作業場の基準とといいますか、前は農業用施設という言葉があったような気がするんですが、最近は農作業場という言葉に変わったんですか。基礎を入れたりとか等の基準があるのですか。

中村係長 議長。

議長
（代理） どうぞ。

中村係長 申請者から、農作業場という名称で申請が出ております。大まかな意味としては農業用施設ということになります。基礎がどうか規格がどうかということではございません。

8番 わかりました。

議長
（代理） ちなみにこの案件の農作業場というのは、具体的にどのような作業をするためのものですか。

9番 現在、今のところで乾燥機が3台か4台あるんですけど、仕上げの作業を中心に、乾燥から出荷までの作業を中心にされる予定です。

議長 乾燥を中心とした施設ということでいいですね。
（代理）

9番 はい。

議長 ちなみに、農業用施設と農作業場では、農業用施設の方が（代理）広く対象施設を捉えているということだけは、理解をいただければと思います。

従って、農業用施設という言葉が出れば、もう少し突っ込んで、具体的にどのような施設ですかということを知ることが十分にあることだと考えます。格納庫も含めて農業用施設ということもありますので。

3番 少しよろしいですか。農作業場179㎡と書いてありますが、200㎡以上になると何かが違うんですか。

中村係長 よろしいですか。

議長 どうぞ。

(代理)

中村係長 用途変更の件については、農林水産課が所管となりますので、この場での回答は控えさせていただきます。後ほど確認をいたします。

白石係長 よろしいですか。

議 長 どうぞ。

(代理)

白石係長 3番委員の200㎡以上の違いというご質問の意図は、転用の許可が必要か否かという意味ではないかと思えます。これは、自己所有地の場合に限り、2アール未満の農地を農業用施設のために転用する場合は許可が不要ということでございます。但し、この案件については、権利の移転がございます。

5条の案件については、2アールという面積要件はなくなります。ちなみに農林水産課所管の用途変更には面積要件はございませんので、2アール未満であっても水田であったところに物を建てる場合は用途変更の手続きが必要となります。

議 長 その他にございますか。

(代理)

(なしの声多数)

議 長 ないようでございますので、整理番号2番と3番につきま(代理)しては、第1種農地でもありますので、来月開催されます常設審議委員会の審議結果を踏まえ、当委員会としては承認することとしたいと思えます。

それでは、三谷委員に入室してもらって下さい。

(16番委員入室)

三谷委員にご報告いたします。静間町の案件2番、3番について、当委員会としては承認することとなりましたけれども、農地区分が第1種農地でありますので、来月開催されます常設審議委員会の結果を踏まえて許可書を交付することといたします。

議 長 それでは、整理番号順に1番からお願いします。

(代理)

17番 番号1番は私の担当地区でございます。先ほど事務局から説明がありましたように、大田町と川合町の境にあるところです。8月に審議をいたしました〇〇〇〇〇さんの案件です。375号線の山陰食品センターの前あたりになるんですが、近くに譲受人の〇〇〇〇〇さんの社宅があったりしまして、現

在畑で、先般見ましたら、低利用というか草が生えてました。多分今回の申請のためでしょうけど、一応草刈りをされたという状況だと思います。周辺は既に宅地化が進んでいるところで、周辺農地には大きな影響はないと判断しましたので、異議はございません。

議 長 続いて、整理番号4番久利町をお願いします。
(代理)

1 番 久利保育園の隣接地で、現在学童保育を行っておりますが、この保育用の園庭がないということと、職員駐車場を近隣の民地を借りておられるようでありますが、その民地が近く売買されるのではないかとということもあり、早急に送迎のためと職員用の駐車場の確保が必要となったことと、学童保育のための園庭としての活用を考慮しておられるようでございます。異議はございません。

議 長 続いて、整理番号5番仁摩町をお願いします。
(代理)

5 番 譲渡人は県外に居住されており、維持管理ができないということで、譲受人に譲渡をされるものです。譲受人はそこで太陽光パネルを設置されるということです。異議はございません。

議 長 担当委員さんの現地調査の結果報告は異議なしということ
(代理) ですが、各委員さんの方から、ご意見、ご質問はありますか。
(異議なしの声多数)

議 長 異議等ないようですので、当委員会としては承認すること
(代理) としおって許可書を交付することといたします。
以上で農地法関連の議案の審議を終わります。

議 長 引き続き、議案第4号農用地利用集積計画による利用権の
(会長) 設定等について農林水産課から説明をお願いいたします。

主任主事 本日審議いただきます農用地利用集積計画案に基づく利用
権設定についてご説明します。

令和元年10月7日公告予定の農用地利用集積計画案、利用権設定、緑色の表紙を捲っていただき1ページ目の集計表に基づきましてご説明します。

川合町、田782㎡、筆数1、設定する者1名、設定を受ける者1名。

久手町、田6,713㎡、筆数3、設定する者2名、設定を受ける

者2名。

合計、田7,495㎡、筆数4、設定する者3名、設定を受ける者3名。

以上ご審議の程よろしくお願いします。

議長 只今説明がございましたけれど、農用地利用集積計画による
(会長) 利用権について進めたいと思います。

それでは、最初の川合町の方から順次調査結果の報告をお願いしたいと思
います。

3番 ここは、圃場整備がいずれ入るところですが、今年は富山
町の方から来て耕作しておられる方が耕作を止めておられま
した。その近くで〇〇〇〇さんが、耕作しておられまして、
そういうことなら、自分に作らせていただけないかという話
があり、引き受けられることになったようです。異議はござ
いませ

議長 続いて、久手は私の担当地区です。

(会長) 新設定ではありますけども、設定される〇〇さん、受ける
(10番) 〇〇さん、〇〇〇〇〇さん既にそれぞれの農地で稲作の作付
けをされております。〇〇さん、〇〇〇〇〇さん地域の担い
手でございます、異議はございません。

議長 担当地区の委員さん異議なしということですが、何か皆さ
(会長) んの方から、ご意見ご質問ございますか。

(10番) (異議なしの声多数)

他にないということで、承認とさせていただきます。

以上で議案の方はすべて終了いたしました。

(閉会宣告)

上記を記録し、議事に相違ないことを認め、ここに署名し
ます。

令和元年9月24日

会 長

(議事録署名委員)

12番

13番